

1. 目的

本マニュアルは、有限会社後藤衛生コンサルタントおよび株式会社ゴトー（以下、当社とする）の事業活動において、環境マネジメントシステムを実施し、維持し、及び改善し環境保全活動の推進を図ることを目的として、ISO14001:2015（JIS Q14001:2015）の要求事項に適合した環境マネジメントシステムの核となる要素及びそれらの相互作用を文書化したものである。

2. 適用範囲

本マニュアルは、当社における事業活動（製品・活動・サービス）が管理できる環境側面、及び当社の事業活動が影響を及ぼすことができる環境側面に適用する。

(1) サイト

① 有限会社後藤衛生コンサルタント、株式会社ゴトー(営業)	熊谷市村岡2288番地
② 株式会社ゴトー（経理関係）	熊谷市曙町1丁目50番地

(2) 事業内容

事業内容	後藤衛生コンサルタント	株式会社ゴトー
・一般廃棄物収集運搬	○	○
・産業廃棄物収集運搬	○	○
・特別管理産業廃棄物収集運搬		○
・発泡スチロールのリサイクル製品の製造・販売		○
・上下水道工事・上下水道の清掃	○	
・浄化槽工事・保守点検・清掃	○	
・しゅんせつ工事・管工事	○	○
・バイオディーゼル精製		○

(3) 人の範囲

役員、社員、パート、アルバイト、派遣社員(社内外注)

(4) 影響を及ぼす範囲

顧客、仕入先、外注先、購買先

3. 適用規格及び用語

3.1 適用規格

・JIS Q 14001:2015(ISO14001:2015) 「環境マネジメントシステム—要求事項及び利用手引」

3.2 用語

このマニュアルに関する用語の定義は、原則として「環境マネジメントシステム—要求事項及び利用手引」に準ずる。ただし、当社において特殊な意味に用いる用語は、以下に定義する。

用語	意味
部門	事業活動に関わる組織をいう。部をいう。
部門長	部門の責任者をいう。
推進メンバー	各部門の環境マネジメントシステムを推進する者をいう。